

令和5年度「医療従事者向け権利擁護研修」開催要領

1 目的

認知症高齢者や身寄りがいない人の増加により、医療を受ける場面や入退院支援での医療同意や契約行為ができないなど、権利擁護支援のニーズが高まる一方、成年後見制度を活用するだけではすべてが解決できない現状が課題となっている。

本研修では、成年後見制度の知識や権利擁護支援に係る近年の動向を学びながら、医療従事者が介護・福祉関係者との権利擁護支援に関する相互理解と連携促進を図ることを目的とする。

2 主催

北上市権利擁護支援センター（北上市福祉部長寿介護課）

北上市在宅医療介護連携支援センター（北上済生会病院）

3 日時

令和6年2月29日（木） 午後6時から7時30分まで

4 会場

北上済生会病院 2階大会議室

5 対象者

岩手県立中部病院、北上済生会病院、医療法人花北病院に勤める医療従事者

6 連携支援関係者

(1) 北上市地域連携ネットワーク会議の委員

(2) 地域包括支援センター職員

7 内容

(1) 情報提供 20分

① 北上市の権利擁護支援事業の推進状況（北上市権利擁護支援センター） 10分

② 権利擁護支援に係るセンターの取組状況（北上市在宅医療介護連携支援センター） 10分

(2) 講義 30分

演題：成年後見制度と権利擁護支援

講師：日高法律事務所 弁護士 日高拓郎 氏

(3) グループワーク 30分

テーマ：「身寄りがいない人の関わりについて」

ファシリテーター：北上市在宅医療介護連携支援センター長 柴内一夫